

令和7年度きょうと地域創生府民会議協賛事業 募集要領

1 募集の概要

(1)趣旨

京都府総合計画において目指す将来像に向けた府民協働の取組を推進すべく、京都ならではの地域文化や特色等について府民の理解を深めるとともに、府域全体での地域創生の機運醸成を図るため、きょうと地域創生府民会議の構成団体が主催する地域創生関連イベント等に対し、協賛金により支援します。

(2)募集期間

令和7年4月14日（月）～6月13日（金）

(3)対象団体

令和7年3月31日時点における、きょうと地域創生府民会議の構成団体（地方公共団体を除く）

(4)交付対象事業

ア 令和7年8月1日（金）から令和8年3月31日（火）までに実施される事業

イ 京都府内（オンライン開催含む）において実施される事業

ウ 京都府総合計画の8つのビジョンのいずれかに沿った、地域創生に関する行事やイベントであって、広く府民に呼びかけることで交流や参加を促進し、地域創生の機運を醸成する、営利を目的としない事業

※京都府総合計画の8つのビジョンは以下のとおりです。選択したビジョンを、事業計画書に記載してください。一度選択したビジョンは以後3年度選択できないものとします（例：令和7年度に選択のビジョンは、令和8・9年度は選択できません）。
なお、各ビジョンの詳細は、京都府HPをご参照ください。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 安心できる健康・医療・福祉の実現 | ② 災害・犯罪等からの安心・安全の実現 |
| ③ 子育て環境日本一・京都の実現 | ④ 誰もが活躍できる生涯現役・共生京都の実現 |
| ⑤ 共生による環境先進地・京都の実現 | ⑥ 未来を拓く京都産業の実現 |
| ⑦ 文化の力で世界に貢献する京都の実現 | ⑧ 交流と連携による活力ある京都の実現 |

京都府総合計画

<https://www.pref.kyoto.jp/shinsougoukeikaku/index.html#m06>



(5)交付対象外事業

ア 京都府予算や京都府の補助金等を事業費に含む事業及び京都府からの委託事業

イ 構成団体の構成員を主な対象とした、参加者の範囲が限られている事業

◎事業を実施する際、チラシ、ポスター、ホームページ等に「きょうと地域創生府民会議協賛事業」と明記することが条件となります。（文字の書体、大きさ等の指定はありません。）

2 協賛金の内容

協賛金の交付額は、交付対象経費から他の補助金及び参加費・入場料等の交付対象事業に係る収入を減じた額（1,000 円未満は切捨て）とします。ただし、8万円を超えるときは8万円を限度とします。

※交付対象経費は、当該交付対象事業を実施するために直接必要となる経費で、交付を行うことが適当であると認められる経費です。

$$\text{交付額} = \left[\text{全体経費} - \begin{array}{l} \text{交付対象外経費} \\ \text{他の補助金等} \\ \text{参加費・入場料等} \end{array} \right] \quad (\text{※1,000 円未満は切捨て}) \quad \text{と} \quad \boxed{8 \text{ 万円}}$$

を比較して、低い方の額

※予算を上回る申請があった場合は、交付額を減額し、按分して交付する可能性があります。

◎交付対象経費の例（判断に迷う場合は、事前に御相談ください。）

講師等謝金	○外部講師等への謝金
旅費	○外部講師等の当日の交通費 ○事業実施に伴うスタッフの交通費
消耗品費・材料費	○事業実施のために必要な消耗品類（単価3万円未満のもの）、材料費 ○外部講師用や会議用のお茶・水
賃借料	○事業実施会場の設備使用料 ○道具・衣装等のレンタル費
委託料	○会場設営、展示、撤去等の委託料
諸 費	○参加者募集のチラシ等作成経費や広告費 ○イベント保険料（掛捨てのものに限る。）

※交付対象外経費の例

○レセプション、打上げなどのパーティー経費 ○会食・弁当類の飲食に関する経費 ○個人に還元する参加賞・賞金等（表彰状・楯を除く） ○活動団体の経常的な運営費（人件費、電話代、光熱水費、ネット回線など経常的にかかる通信費等） 等
--

3 申請方法

申請は、1 団体につき1 事業とします。

(1)提出書類 下記の様式を作成し、令和7年6月13日(金)までに提出してください。

- ① 交付申請書：第1号様式
- ② 事業計画書：別紙1
- ③ 事業収支予算書：別紙2

④ 添付書類：事業の内容が分かる資料

募集要領及び申請様式は、以下の京都府ホームページからダウンロードいただくか、御連絡いただければ、事務局からメールで送付します。

令和7年度きょうと地域創生府民会議協賛事業の募集について

<https://www.pref.kyoto.jp/asu-fuminkaigi/osirase.html>



(2) 提出方法 上記申請書類各1通を郵送（当日消印有効）又は持参してください。

◇ 書類提出及び問合せ先

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町旧本館

京都府文化生活部文化生活総務課府民協働係内

きょうと地域創生府民会議事務局

TEL 075-414-4212 FAX 075-414-4230

E-mail: bunkaseikatsu@pref.kyoto.lg.jp

4 審査及び通知

申請のあった事業は審査の上、予算の範囲内で協賛金の交付額を通知します。

○審査については、以下の内容に関して行います。

(1) 要件を満たしているか

要領1ページ(4)交付対象事業に該当し、(5)交付対象外事業に該当しないこと。

(2) 事業の実行性があるか

企画内容、運営体制、資金計画等が現実的で、確実に自主運営ができること。

5 事業計画の変更等

○事業計画を変更する場合は、必ず事前に事務局まで相談の上、以下のいずれかの書類を提出してください。

- ・事業計画（実施場所又は日時のみ変更の場合を除く）の変更：変更承認申請書（第2号様式）
- ・事業実施場所又は日時のみの変更：変更届（第2号の2様式）
- ・事業の中止：中止承認申請書（第3号様式）
- ・交付申請書の記載事項（所在地、代表者等）の変更：記載事項変更届（第5号様式）

※協賛金交付決定額の増額は認められません。

※提出方法：上記書類を郵送、持参又はメールのいずれかで提出してください。

6 実績報告等

事業終了後30日以内又は令和8年4月10日（金）のいずれか早い日までに実績報告書等を提出してください。

協賛金は、この実績報告の内容を審査し、精算額を確定した後の支払となります。

※本協賛金では、概算払は行っておりません。

(1) 提出書類

- ①実績報告書：第4号様式
- ②事業実績書：別紙3
- ③事業収支決算書：別紙4
- ④口座振替依頼書：別紙5
- ⑤事業の実施状況が分かる写真
- ⑥その他参考資料（当日資料、チラシ、新聞記事等）

(2) 提出方法 上記報告書類各1通を郵送（当日消印有効）、持参又はメールのいずれかで提出してください。なお、口座振替依頼書の委任状を記入する場合は、押印が必要です。押印のある口座振替依頼書は、郵送又は持参により提出してください。

7 交付額の確定

提出された実績報告書等の内容を審査の上、協賛金の交付額を確定し、確定通知書を送付します。交付額の確定後に、指定の金融機関の口座に振り込みます。なお、実績報告書等を受理してから交付額の確定までに約1～2週間、振込みは確定の通知日から約1～2週間を要します。

8 注意事項

(1) 「きょうと地域創生府民会議協賛事業」の明記について

実績報告の際に、事業の実施状況が分かる写真・その他参考資料については、「きょうと地域創生府民会議協賛事業」が明記されているものを含めて添付してください。

(2) 書類の保存について

本事業は、京都府からの補助金に基づき実施するものであり、府の会計監査等の対象となります。採択された事業に係る領収書等の証拠書類を整理し、かつ、これらの書類原本を翌年度（令和8年度）から5年間（令和13年3月末まで）保存してください。